市税条例が改正されました

地方税法の改正に伴い、市税條例も再三に亘り改正されたのですがこのたび改正せられた條例中、主なる事項を挙げれば次の通りです

一、一般事項

1、徴収猶予

天災、地変、疾病等があつた納税者は、理由を附して申請することによつて、一年以内に限り徴収猶予することができます、但し徴収猶予を受けようとする金額が二万円以上であるときは、担保が必要です。法人の場合も、申告書の提出期間内に申請をすれば、三ケ月以内において徴収猶予することが出来るようになりました。

2、督促手数料

督促手数料が「十五円」に引き上げられたこと。これは昨年十一月の郵便料金値上げ及び印刷費等の高騰によるものです。

二、市民税関係

税の軽減については、税務行政の改善や市民税の課税標準の選択方法並びに地方公営企業面からの要望などで広く論議されているところでありますが、要は、地方財政は地方税によつて運営されてゆくべきであると云う原則を忘れてはならないのであります。市においても、政府から配分される平衡交付金等を除いて、市政の健全な運営に必要な経費の財源は、可及的に、多く市民皆様の直接負担に求めざるを得ない現状であります。そこで、課税標準の選択も、総所得金額から基礎控除を差引いたものを採用しました。これを昨二十六年度の市民税に比較しますと

1、総所得金額は、昨年度に比して平均二割増額するものと考えられます。

2、基礎控除が二万五千円から三万八千円に引き上げられたこと

3、税率－最低一万円（昨年三万円）を百分の一・八（昨年は百分の二・六）とし、一万円（昨年は五千円）毎に百分の〇・三（昨年は百分の〇・二）を刻み、最高三十八万円（昨年は二十一万円）を超える額を百分の十とする、二十九段階（昨年三十八段階）に議会の議決を経て定めました。

4、税額－低額所得者の税負担が過重にならぬよう考慮したことは昨年と同様です。次に扶養親族三人の人の所得額を上げて昨年と比較しますと

総所得金額	税額	カツコは昨年
七万五千円	九九円	（八〇〇円）
九万円	八一〇円	（一、七〇〇円）
十万円	一、三三〇円	（三、三〇〇円）
十五万円	四、八一〇円	（七、一〇〇円）
十八万円	七、六二〇円	（一〇、八八〇円）
二十万円	九、七九〇円	（一三、八〇〇円）
二十五万円	一六、二七〇円	（二一、六〇〇円）

（注）1、昨年と今年の所得に増減がない場合であり、所得の二割増加によつて昨年の税額より増加することになりますが、増加割合は高額者ほど高くなります。

2、税額の算定法

A　総所得金額　総収入金額より勤務者は15％事業者は必要経費を控除した額

B　基礎控除（38.000円）

C　税率（前述）

D　扶養親族の控除（1人300円）

E　均等割額（400円）

P　税額

（A－B）×C－D＋E＝P

三　固定資産税

固定資産の価額は、今年度に限り六月三十日まで決定することになつております。（昨年は九月三十日、例年は二月末日）四月上旬から固定資産の実地調査を実施しますが、評価の方法は昨年と全く異り、中央から示された基準によつて評価しなければならなくなりました。その概要を述べますと

①土地－昨年と同様に標準土地を設定しますが、昨年と異る点は点数による評価方法です。即ち

イ、標準土地は一定の基準により点数によつて評定する。

ロ、その他の土地はイの標準点数に比準して評定する。

ハ、イ及びロの合算した点数を総反（坪）数で除して、平均点を求める

ニ、予め知事から示される反当坪当価額をハで除して指数を求める。

ホ、ニの指数を各筆の評点に乗じて得た額が、評価額となる。

②家屋－再建築価額を基礎とする評価は昨年と同じですが坪当価額は東京を百とする各府県毎の指数更に都道府県内の指数も示されるのでそれらの指数を基礎として評価事務が行われます。

③償却資産－昨年と同様です。

四、その他の税

広告税と接客人税が廃止される予定になつていますが、確定はしておりません。その他自轉車税荷車税電気ガス税等は昨年と同様に賦課されます。

人口動態

（四月一日現在）

総人口　三〇、五五〇人（四一減）
男　一五、〇一三人（二増）
女　一五、五三七人（四三減）
総世帯　五、八〇五世帯（一二減）

三月中受理件数（前月）

婚姻　十五（十九）
出生　八十九（八十九）
死亡　四十二（四〇）
離婚　六（二）
轉出　二十五
轉入　十四

独立の春

遠くの山々にはまだ残雪が見えるが、早くも農民は春雨を胸に鋤を天高くふり上げた。何もかもこの第一歩が尊いのだ毎年、春がくれば振りあげる鋤だが今年の鋤はチョット意味が違わなければならぬ、独立の春、日本の鋤

防火週間　四月十日カラ四月十六日マデ

大館市消防本部では四月十日から始まる春季防火運動を機会に各種の防火普及対策を進めるが、いよいよ火災の季節になつたので市民の一人一人の協力が望まれている

サイレンの吹鳴

十日から十六日までの一週間毎日午後九時を期して一般市民の、防火心を促すためにサイレンを鳴す

地水利の調査、消火機械器具の整備

大館、釈迦内両地区の地水調査や不時の出火に備えて、各家庭事業所などの消防機器の点検を行う

特設消防隊の訓練

各地区の特設消防隊の訓練や、機械器具の保存手入れの点検、性能検査を実施

防火座談会

防火思想の徹底を期するために婦人会や各代表者と共に防火座談会を行う

街頭宣傳や展示会を行う

学校生徒の防火画の展示会や街頭宣傳を実施する

新入学児童

新興の期にあたつて

市教育課長　仲谷忠雄

春の風は希望をのせて、山から野から吹いてくる。そして私達は長い経験からすぐ新学期が連想される。新しい帽子とカバンの小学生から、中学生、高校生とそれぞれ大きな希望に胸ふくらませて校門をくぐるのである。家庭生活から、團体生活えの第一歩の生活環境が人間の経験を拡大していく。すべて珍らしい変化の中に精神の緊張が続いて少しばかり神経過敏に陥入り易い子供が出來る。しかしそれは心配する程でない、毎朝元気で登校する子供達を励まして送り出し、一日一日と獲得した知識を誇らし気に帰宅する子供のために優しいいたわりの言葉で迎えて下さる親御さんのもとには決して誤つた方向に走る子供のできる余地はありません。朝夕十分でも五分でも子供の話を聞き、子供と語るような、ほほえましい家庭生活の中に子供の希望は伸張する

春四月、私は親と子の愛情の芽を育ててゆきたいと思う。

新入学の一年生を迎える

釈迦内小学校長　岡本時也

学校では毎年四月になれば一年生を迎え、三月になれば六年生を卒業させることをくり返している何の変哲もないようなことでありながら、この流れは誰の目にも常に新しい。

このことが、われわれ事に当るものにとつて難儀なところであり又いくら若輩の道であつても得難い醍醐味のある所である。

私はいつか入学式に附添つて來られた両親の各位にこんな挨拶をしたことがある。それは「この子供さんたちが六年生を[illegible]式にも、必ず今日のように方々おいでになつて子供の卒業を祝つて下さい。」と

入学式に持つ感激は子供にとつては大人になつてからも忘れられない程大きいものである。よくけづられた鉛筆二本を子供がいつでも持つているか、見とどけてくれる親になりたい、とは教師として又親として末の子が一年に入学する時自分が考えたことである

中学生をもつ父兄へ

市立一中　高橋鶴藏

中学生時代は少年期から青年期への移こ変りの時期で、身体的にも精神的にも異常な発達をなすときである　親の目からはいつも子供であるに違いないが、とんでもない大人になつている場合があるこれはひとり女兒にみられるものばかりではない。明朗で素直でいつも親のいうことをきいてくれる筈の子供が妙に無口になつたり或いは親に理屈をいつたりするとかいつも仲よく親切をつくしてくれた弟妹を急にうるさくなつて、これをしりぞけたりするなど、よくありがちなことである。これは子供に「自我」の芽生えが濃厚にあらわれてきたのであつて、やがて自己の判断によつて、自主独立の道を開かうとする尊い精神ともなるのであることを察しなければならない。親の権力でいたづらにこの芽をつもうとすることは愚なことである。この芽を正しく真直に伸ばしてやらなければならない五十の親にしても少年期、青年期はあつたのだから静かに自己の過去を反省してみることによつて子供に処する態度が生れてくると思う

子供の生活態度を仔細に観ておれば遅かれ早かれ、何かしら異常な点があらわれてくるものであるが世の多くの親達は、仕事の忙しさに追われて、別段深くも考えずに見逃がしている場合が多い。しかし世に子供の生長を願わない親はない筈であるから、子供の態度に注意していなければならない「今まで苦労して育てた子供も、どうにか中学生になつた、まずまず」という気休めはやめて親の苦労はこれからであるという事を恐々と考えてもらいたいものである

請願と陳情について

☆誰でも、何時でも出来ます

……大館市議会事務局……

最近議会に「請願」や「陳情」が大変増えて参りましたが、往々にして手続などが不案内なために無駄な時間を費して、折角与えられた権利もいまだ充分には活用されておらない場合もあるかと思います。

請願や陳情は、御承知のように誰もが何時でもできる市民の権利であつて、憲法によつて明らかに保障せられておることは既に御承知の事であります。

我々は一片の請願書と雖も正規の手続をふみ、書類を整えれば、充分陳情の効果をあげることができるものであるということをよく認識して、お互に懇至にして明朗な社会を建設したいものと存じますので請願陳情についてのあらましを記すことに致しました。

手続はどうすれば良いのか。

現行の請願制度ではそれぞれ法の規定に基いて、天皇を始め、官公署、國会、地方議会に請願できることになつておりますが、請願の際は、受理、や処理する官公署がどこであるかをよく調べる必要があります

次に内容は、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令、又は規則の制定、廃止、その他でありますが地方議会においては、議会の議決事項に関するもの、地方自治行政に関するもの、國の委任事務に関するものでありまして、これらの請願書が議会に提出されれば、議会はこれを誠実に審査する義務があり、審査の結果を、提出者に回答することになつております。

また審査の結果、採択になつても予算などの関係で、希望の事項が必[illegible]とは限りません。

これに関する手続は次の通りであります。

一、請願書には

請願書の氏名（法人は名称）及住所（住所のない時は居所）を明記する

一、用語は平易なもので、且つ提出の際は平穏に行う

一、作成上の注意

①処理権限を充分調査する事

②要旨を簡明に記載すること

③参考資料（予算書、地図、図面写真等）を添付する。

④文書は端正で、文意が明確であること

⑤書類は正、副、二通作成する事

以上の書類も議会の開会間際になつてから提出すると、議事日程や審査の都合上、やむなく次回に回付されることになりますので、必ず開会三日位前迄に提出されるとどちらも都合が良いと思います

四月一日を以て

市立第三中学校の発足をみるにいたつたので、中学校学区域を別表の通り変更し、市長からそれぐ指導通知せられた。

校名	学区域（町内）	学級数
一中	城南小学校地域　桂城　金坂、弁天町大正町　新富町、大町、寺町	二〇
二中	旧釈迦内地域一円　有浦小学校地域　田町、末広町、愛宕町	九
三中	栄町、川原町、独鈷町、大下町通町、古川町鉄砲場	一三

春の清潔検査

は次の日程で実施されますからお知らせします。

四月二十一日　一丁目、[illegible]田中道、二丁目三丁目、新地、南新田代町大通、中通、上通、山神台日景町

四月二十二日　大下町、桂城、金坂、赤館、柄沢、桑町、四丁目五丁目、沼館

四月廿三日　田町、大町、寺道独鈷町、川原町、古川町、御坂、神明、大正町、商人留、松峰

四月二十四日　弁天町、昭和町新富町、常盤木町、東新、長倉町愛宕町、末広町桜子石、小釈迦内

四月二十五日　新町、一心院、谷地町、通町、馬喰町、仲町、桜町、向町、部垂町、[illegible]ケ森、向[illegible]立、松木

四月二十六日　長町、長面袋